

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

令和7年7月3日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第147号。以下「本件請求」という。）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明から請求の要旨及び理由を次のように解した。

(1) 請求の要旨

ア 事案の概要

①高槻市大字氷室財産区（以下「大字氷室財産区」という。）は、氷室自治会に対し、補助金として、令和6年9月13日付けで164万917円、同年12月13日付けで155万5,828円を、②高槻市大字真上財産区（以下「大字真上財産区」という。）は、真上コミュニティ協議会に対し、補助金として、同年10月31日付けで21万6,423円をそれぞれ支出した。

前記補助金交付によって維持管理費が支出されていた建物は、①氷室自治会の氷室公民館、②真上コミュニティ協議会の真上北クラブ、③真上コミュニティ協議会の真上西クラブの3つであるが、登記はなく、所有者も不明であり、自治法第244条第1項の「公の施設」ではなく、財産区所有の建物でもない。

なお、氷室公民館及び真上北クラブの土地の所有者は高槻市（以下「市」という。）であり、真上西クラブの土地の所有者は大字真上財産区である。

イ 不法占拠

本件の3つの建物（氷室公民館、真上北クラブ及び真上西クラブをいう。以下「本件各建物」という。）の所有者は不明であるから、建物の使用に関して、所有者と契約することはできない。すなわち、本件各団体（氷室自治会及び真上コミュニティ協議会をいう。以下同じ。）には、本件各建物を使用する

権利がない。本件各団体は、本件各建物を不法占拠しているといえる。

仮に、本件各団体に、土地を使用する権利があったとしても、土地の所有者である市及び大字真上財産区は、所有者不明の建物によって、本件各土地（高槻市氷室町二丁目８番１、高槻市緑が丘一丁目１６５番６６及び高槻市西真上一丁目５番７の土地をいう。以下同じ。）が不法占拠されてきたというべきである。

市等と本件各団体との間で本件各土地の使用・貸借に係る契約が締結されているようであるが、その契約に反する状態、又は契約外の行為がされている状態といえる。いずれにせよ、本件各団体は、本件各土地を不法占拠しているといえる。

したがって、本件各土地は、不法占拠されているのであるから、所有者である市及び大字真上財産区は、本件各建物の所有者及び本件各建物を使用している本件各団体に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務がある。

真上西クラブの土地に登録された個人所有の２階建ての建物についても、土地代が支払われてこなかったのであれば、大字真上財産区は、所有者に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務がある。

ウ 固定資産税

市は、本件各建物の所有者を把握していないというのであるから、本件各建物については、固定資産税が徴収されてこなかったというほかはない。

市には、本件各建物の所有者を建築関係の記録を調査する等して明らかにし、固定資産税を徴収する義務がある。

エ 自治会等への補助金支出

財産区は、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有する特別地方公共団体である。市町村のように、広い範囲で事務を処理することはできない。この財産区の特性から、各財産区の区域内の自治会の類への補助金の支出はできないとされている。

したがって、①大字氷室財産区による、氷室自治会に対する、令和６年９月１３日付けの補助金１６４万９１７円、同年１２月１３日付けの補助金１５５万５,８２８円、②大字真上財産区による、真上コミュニティ協議会に

対する、同年１０月３１日付けの補助金２１万６,４２３円は、全て違法な支出である。

この違法性については、法律の定めや国の見解である行政実例が示されていることからすれば、財産区管理者も決裁権者も認識し得たというべきである。

高槻市大字氷室財産区管理者（以下「大字氷室財産区管理者」という。）濱田剛史氏及び高槻市大字真上財産区管理者（以下「大字真上財産区管理者」という。）濱田剛史氏は、前記各支出に関し、それぞれ、決裁権者及び財産区管理者に対し損害賠償請求、あるいは交付先の団体に対し返還請求をする義務がある。

オ 本件各建物は財産区財産又は公の施設ではないこと

本件各建物は、財産区財産でもなければ、「公の施設」でもない。

したがって、これらの維持管理に関する①大字氷室財産区及び②大字真上財産区による支出は、全て違法である。

この違法性については、法律の定めや国の見解である行政実例が示されていることからすれば、財産区管理者も決裁権者も認識し得たというべきである。

大字氷室財産区管理者濱田剛史氏及び大字真上財産区管理者濱田剛史氏は、前記各支出に関し、それぞれ、決裁権者及び財産区管理者に対し損害賠償請求、あるいは交付先の団体又は建物所有者に対し返還請求をする義務がある。

カ 氷室自治会の根拠不明な支出

氷室自治会への補助金の算定根拠となっている「令和６年度 氷室自治会補助金内訳」には、以下についても支出した旨記載されている。

No	領収日等	内容	金額
19	令和6年9月30日	公民館管理費（氷室女性会）	240,000
24	令和6年8月8日	ゲートボール場付近の清掃委託費（氷室延寿会）	160,000
33	令和6年9月19日	草刈り及び清掃委託費（氷室CMシステム）	545,000
34	令和6年9月24日	遊歩道（氷室プロムナード）清掃委託費（氷室延寿会）	180,000

前記の団体のうち、「氷室女性会」及び「氷室延寿会」については、氷室自

治会の下部組織と考えられ、管理や清掃の業務を請け負っている事業者といえず、公金の支出先として不適切である。補助金の交付先の関連団体へ公金を還流させているといえる。また、「氷室CMシステム」についても同様の組織の可能性がある。

よって、前記の支出は違法不当である。

大字氷室財産区管理者濱田剛史氏は、前記各支出に関して、決裁権者及び財産区管理者に対し損害賠償請求、あるいは氷室自治会又は建物所有者に対し返還請求をする義務がある。

キ 監査の請求

本件の市有地及び財産区財産の違法不当な管理懈怠により、市並びに大字氷室財産区及び大字真上財産区は損害を被ってきた。

よって、請求人は、自治法第242条第1項に基づき、前記損害について、その詳細及びその責任者を明らかにした上で、関係者、関係団体、関係職員、決裁権者、専決権者、財産区管理者・高槻市長（以下「市長」という。）その他の責任者に対し、明渡請求、損害賠償請求又は不当利得返還請求するよう勧告することを求める。

また、請求人は、前記の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

(2) 請求の理由

ア 不法占拠について

本件各土地は、不法占拠されているのであるから、所有者である市及び大字真上財産区は、本件各建物の所有者及び本件各建物を使用している本件各団体に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務がある。

真上西クラブの土地に登録された個人所有の2階建ての建物についても、土地代が支払われてこなかったのであれば、大字真上財産区は、所有者に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務がある。

イ 固定資産税について

市は、本件各建物の所有者を把握していないというのであるから、本件各建物については、固定資産税が徴収されてこなかったというほかはない。

市には、本件各建物の所有者を建築関係の記録を調査する等して明らかに

し、固定資産税を徴収する義務がある。

ウ 補助金支出について

前記(1)エ記載の財産区の特徴から、各財産区の区域内の自治会の類への補助金の支出はできないとされている。

また、前記(1)オのとおり、本件各建物は、財産区財産でもなければ、「公の施設」でもない。

したがって、①大字氷室財産区及び②大字真上財産区による補助金の支出は、全て違法である。

よって、大字氷室財産区管理者濱田剛史氏及び大字真上財産区管理者濱田剛史氏は、前記各支出に関し、それぞれ、決裁権者及び財産区管理者に対し損害賠償請求、あるいは交付先の団体又は建物所有者に対し返還請求をする義務がある。

「氷室女性会」、「氷室延寿会」及び「氷室CMシステム」については、前記(1)カのとおり、公金の支出先として不適切である。

よって、大字氷室財産区管理者濱田剛史氏は、前記各支出に関して、それぞれ、決裁権者及び財産区管理者に対し損害賠償請求、あるいは本件各団体又は建物所有者に対し返還請求をする義務がある。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

ア 監査対象事項

本件請求において、請求人は、財産区はその特性から、財産区の区域内の自治会の類への補助金の支出はできない。さらに、本件各建物が財産区財産でもなければ公の施設でもないとして、次に掲げる補助金の交付が違法であると主張している。

そこで、これらが自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

(ア) 大字氷室財産区による氷室自治会への補助金の交付（令和6年9月13日支出分及び同年12月13日支出分）

(イ) 大字真上財産区による真上コミュニティ協議会への補助金の交付（令和

6年10月31日支出分)

なお、(ア)の令和6年12月13日支出分のうち、氷室自治会が、氷室女性会、氷室延寿会及び氷室CMシステムに対し支出した委託料については、これらの団体が、氷室自治会の下部組織と考えられ、管理や清掃の業務を請け負っている事業者といえないことから、公金の支出先として不適切であり、違法不当な支出であると主張している。よって、この点についても監査することとする。

イ 監査の対象外とした事項

請求人が監査を求める事項のうち、次に掲げるものについては、監査の対象外とした。

(ア) 本件各土地は、不法占拠されているのであるから、所有者である市及び大字真上財産区は、本件各建物の所有者及び本件各建物を使用している本件各団体に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務があるとの請求事項

(イ) 真上西クラブの土地に登録された個人所有の2階建ての建物についても、土地代が支払われてこなかったのであれば、所有者に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務があるとの請求事項

(ウ) 市には、本件各建物の所有者を建築関係の記録を調査する等して明らかにし、固定資産税を徴収する義務があるとの請求事項

ウ 監査の対象外とした理由

イに掲げるものについて、監査の対象外とした理由は、次のとおりである。

(ア) 前記イ(ア)の請求事項について

住民監査請求をするに当たっては、監査を求めるに足るだけの違法性の主張が必要とされる。

そこで、この点についてみると、請求人は、建物の所有者が不明であることから、本件各土地や本件各建物が不法占拠されていると主張している。

しかしながら、これは、請求人独自の見解を述べているに過ぎず、具体的に、違法・不当とする事実の主張又は理由の提示がされたとはいえない。

その理由は、建物の登記がされていないからといって、所有者が不明であるとはいえないし、さらにいえば、氷室公民館及び真上北クラブの建物が所

在する土地が、市が集会所用地として貸し付けた土地（使用貸借財産）であることからすると、かえって、当該建物が決められた用途に沿って、集会所として使用され、不法占拠には当たらないことがうかがわれ、請求人が主張するような本件各土地の使用・貸借に係る契約に反する状態又は契約外の行為がされている状態とは到底いえないからである。

なお、後述のとおり、監査を行う中で、真上西クラブの建物が所在する土地についても、大字真上財産区が真上コミュニティ協議会に集会所用地として貸し付けている土地であることが分かった。

また、住民監査請求をするに当たっては、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止し、監査請求書とあいまって監査委員の監査の指針となるべき資料を提供する必要がある。

この点についてみると、本件各土地の全部事項証明書及び高槻市西真上一丁目５番７の土地に所在する建物（家屋番号５番７）の全部事項証明書は提出されている。

しかしながら、これらのみでは、不法占拠についての証拠資料を示したことにはならない。

よって、当該請求事項について、違法又は不当とする事実を証する書面の添付がされているとはいえない。

(イ) 前記イ(イ)の請求事項について

前記(イ)のとおり、住民監査請求をするに当たっては、違法又は不当とする事実を証する書面の添付が必要とされる。

そこで、この点についてみると、高槻市西真上一丁目５番７の土地の全部事項証明書及び高槻市西真上一丁目５番７の土地に所在する建物（家屋番号５番７）の全部事項証明書は提出されている。

しかしながら、これらのみでは、不法占拠についての証拠資料を示したことにはならない。

なお、後述のとおり、監査を行う中で、個人所有の２階建ての建物は、大字真上財産区の所有地である高槻市西真上一丁目５番７の土地に所在するものではなく、当該地の西側の隣地（高槻市西真上一丁目５番１７）に所在する建物であることが分かった。

(ウ) 前記イ(ウ)の請求事項について

前記(ア)のとおり、住民監査請求をするに当たっては、監査を求めるに足るだけの違法性の主張や、違法又は不当とする事実を証する書面の添付が必要とされる。

そこで、この点についてみると、請求人の固定資産税に係る主張についても、市は本件各建物の所有者を把握していなかったと主張するのみで、税の賦課・徴収を怠る事実について、具体的に、違法・不当とする事実の主張又は理由の提示がされていない。

また、税の賦課・徴収を怠っていることについて、違法又は不当とする事実を証する書面の添付もされていない。

(2) 監査対象部課

総務部総務課

(3) 請求人の意見陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

(4) 関係職員の意見陳述

令和7年7月23日に、総務部総務課長、同課副主幹及び同課主査が陳述を行った。関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

ア 財産区について

財産区は、明治22年以降、全国的な市町村合併が推進される中、その円滑化を図るため、旧市町村又はその一部の権利をその範囲において残すことを目的として設置されており、市内の一部の地域において、その所有する財産を管理、処分することができる特別地方公共団体のことで、市町村とは別個の独立した法人となる。

大字氷室財産区及び大字真上財産区については、一般的に旧財産区と呼ばれ、明治22年の市制町村制の施行のために推進された大規模な町村合併の際に、合併を促進するため、合併後も旧町村単位（現在の大字）で従来の山林原野等の財産を所有する権利を認められたものである。

イ 真上西クラブの利用について

真上コミュニティ協議会が利用している真上西クラブという建物は、大字

真上財産区が所有する高槻市西真上一丁目５番７の土地に建設されており、財産区管理会から聞き取りを行った結果、昭和５０年頃から地域の集会所として利用されていることが確認できた。

当該土地は、旧町村が所有していた財産で、契約書の書面はないが、当時の財産区管理会の同意の下、黙示的に使用貸借契約され、集会所用地として使用されてきたものと認識しており、不法占拠されているものではない。

また、本件のような集会所用地を目的とする高槻市公有財産規則第２６条に基づく貸付けの場合、高槻市財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例第４条の規定により、無償で貸し付けることができると規定されていることに準じ、地代相当額を請求する必要はないと考えている。

なお、請求人は、個人所有の２階建ての建物について、「所有者に対し、明渡しを請求するとともに、地代相当額を請求する義務がある」と主張しているが、大字真上財産区の所有する土地に所在する建物ではないと認識している。

ウ 財産区による自治会への補助金支出について

市では、財産区財産を維持管理する地域団体に対し、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用として、財産区管理会の同意を得た上で補助金を交付している。

地域団体への補助金交付は、自治法第２９６条の５、高槻市財産区補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、財産区管理会の同意の下、財産区財産の管理上必要な限度内において、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用を補助しているもので、適正な支出であると認識している。

エ 本件各建物が財産区財産又は公の施設ではないことについて

本件各建物は、財産区所有の建物ではなく、自治法上の公の施設に該当するものではない。

ただし、自治法第２９６条の５、交付要綱に基づき、財産区管理会の同意の下、財産区財産の管理上必要なものとして、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用を補助しているもので、適正な支出であると認識している。

オ 氷室自治会の根拠不明な支出について

氷室女性会、氷室延寿会及び氷室ＣＭシステムについては、財産区財産の

管理業務等を請け負っている団体であると認識しており、当該業務については、補助金申請書類において、財産区委員会とともに、業務が適正に履行されているか確認している。

したがって、自治法第296条の5、交付要綱に基づき、財産区委員会の同意の下、財産区財産の管理上必要なものとして、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用を補助しているもので、適正な支出であると認識している。

カ 総括

請求人が主張するような違法な支出はなく、各財産区が被った被害もない。今後も引き続き、各財産区委員会及び財産区財産の維持管理を行っている団体等と連携を図りながら、適正な事務の執行に努めていく。

(5) 関係職員の事情聴取等

令和7年8月1日に、総務部部長代理、総務課長、同課副主幹及び同課主査に対して事情聴取を行った。また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の確認

ア 財産区の概要について

(ア) 財産区の沿革と法的位置付け

財産区は、明治22年の市制町村制が施行されて以来、市町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設けているものをいう（自治法第294条）。これは、入会林野をはじめとした旧村住民が独自に管理・利用してきた財産に関し、町村合併を短期間に進めるための促進策として、新市町村の一部（旧村）に独立の法人格を与え、旧村の財産を引き続き所有・管理することを認めたものであり、自治法上の特別地方公共団体である（自治法第1条の3）。

(イ) 財産区の機関と権能

財産区は、特別地方公共団体であり、法人格を有するが、普通地方公共団体のように広範な事務を処理する権能を有するものでなく、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有する特殊な法人で

ある。

独自の執行機関を持たず、執行権及び代表権は財産区の属する市町村の長にあり、議決機関は、財産区の属する市町村の議会又は条例により設けられる財産区議会若しくは総会である。

(ウ) 財産区管理会の組織と権能

財産区管理会は、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させることを目的として、条例で設けることができる審議機関で、財産区管理委員7人以内をもって組織するとされている（自治法第296条の2）。

市においては、財産区管理会は、高槻市財産区管理条例第2条により、40財産区に設置され、財産区管理委員は、同条例第3条第2項により、当該財産区の主たる財産を維持管理している団体の推薦を受けた者のうちから、財産区管理者である市長が委嘱している。

なお、財産区管理委員の身分については、地方公務員法第3条第3項第2号により、特別職の非常勤の地方公務員である。

財産区管理会の権能については、市長が行う財産区財産に関する管理又は処分のうち重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならないとされている（自治法第296条の3第1項）。

市においては、高槻市財産区管理条例第7条により、「財産の全部を処分すること」、「財産の貸付け等の管理行為に関すること」、「毎年度の財産区の予算及び決算に関すること」等について、財産区管理会の同意を要する事項を定めている。

イ 大字氷室財産区及び大字真上財産区の概要について

(ア) 沿革

両財産区は、市制町村制の施行のために推進された大規模な町村合併の際に、合併を促進するため、合併後も旧町村単位（現在の大字）で従来の山林原野等の財産を所有する権利を認められたもので、いずれの財産区も昭和61年に財産区管理会を設立している。

(イ) 区域

現在の住居表示上は、主なものとして、大字氷室財産区は氷室町二丁目～五丁目などに該当し、大字真上財産区は、真上町一丁目・二丁目、西真上一

丁目、浦堂二丁目などに該当する。

(ウ) 組織

財産区管理者は市長で、大字氷室財産区管理会及び大字真上財産区管理会の構成は、いずれも会長１人、その他の委員６人の合計７人となっている。

(エ) 主要な財産

大字氷室財産区は、原野が７０筆で２７万１,０８３㎡、ため池が６筆で２万㎡、宅地が３筆で２,１６５㎡などとなっている。

大字真上財産区は、ため池が２筆で１,２６６㎡、原野が５筆で８３４㎡、宅地が７筆で５８３㎡などとなっている。

ウ 高槻市財産区補助金について

(ア) 交付の目的

関係職員の意見陳述及び事情聴取において、総務課は、当該補助金の交付の目的は、自治法第２９６条の５の趣旨に基づき、財産区管理会の同意の下、財産区財産の管理上必要なものとして、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用を補助することであると述べている。

その一方で、補助金の交付に関し必要な事項は、交付要綱で定められているところ、交付の目的は、次のとおりとなっている。

(交付の目的)

第２条 この補助金は、自治法第２９６条の５に規定する趣旨に基づき財産区の区域内の団体が行う公共的事業のうち、財産区管理会が事業内容及び補助額について同意した範囲内においてこれを補助する事により、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(イ) 交付の流れ

補助金の交付の流れは、次のとおりとなっている。

- a 補助対象年度の前年度の１０月頃、申請団体が、財産区補助金交付要求書（様式第１号）を作成し、財産区管理会会長へ提出する。
- b 財産区補助金交付要求書の内容について、財産区管理会が審査を行い、承認する。
- c 市（総務課）での内容の審査、議会での議決

- d 補助対象年度の4月上旬に申請団体が財産区補助金交付申請書（様式第2号）を作成し、市（総務課）に提出する。
- e 市（総務課）は、申請書の内容を審査した上で、交付の決定を行い、財産区補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請団体に通知する。
- f 申請団体は、4月から翌年3月までに補助事業を実施する。
- g 申請団体は、事業完了後、財産区補助事業実績報告書（様式第8号）と財産区補助金交付請求書（様式第10号）を作成し、財産区管理会へ提出する。
- h 財産区管理会は、実績報告書の審査を行い、財産区管理会会長による実績報告書への記名・押印の上、確認書を作成する。
- i 市（総務課）は、実績報告書の審査を行った上で、財産区補助金確定通知書（様式第9号）を通知し、補助金の支出の手続を行う。
- j 申請団体の口座に補助金を振り込む。

(ウ) 補助対象者、補助事業及び補助対象経費の確認について

補助対象者は、交付要綱第4条第1項により、各財産区の地域内に存在し、かつ、財産区管理会の承認を受けた団体と規定している。

交付要綱第6条第1項により、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要求書を財産区管理会の会長へ提出し、同意を受けた上、財産区管理者に提出しなければならないと規定している。

この財産区補助金交付要求書に財産区管理会の会長の承認欄を設けることにより、財産区管理会の同意を受け、補助対象者の要件に該当する団体であることを確認している。

補助事業については、公共的事業であること、補助金の交付の決定に係る市の会計年度内に実施されること、財産区管理会において事前に事業内容及び補助額の同意がなされ、予算措置がなされた事業であることと規定している（交付要綱第4条第2項）。

補助対象経費については、自治法第294条第1項で規定する財産又は公の施設の管理において有益な費用、その他、土地改良区活動事業・実行組合活動事業・自治会活動事業・水利組合活動事業等の公共的事業で、財産区管理者が必要と認めた経費と規定している（交付要綱第4条第3項）。

補助事業及び補助対象経費の確認については、補助事業の実施前には、財産区補助金交付要求書又は財産区補助金交付申請書の添付資料である「別紙（補助事業明細書）」において、事業名、事業内容、総事業費、自己負担等、補助要求額の確認を行っている。

また、事業の完了後には、財産区補助事業実績報告書とともに、補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等を確認している。

エ 大字氷室財産区による氷室自治会への補助金の交付

- (ア) 大字氷室財産区は、氷室自治会に対し、令和6年4月1日付けで、補助決定額を652万円とする補助金交付決定を行った（交付要綱第8条）。
- (イ) 大字氷室財産区は、氷室自治会からの令和6年9月2日付け補助金交付請求に基づき、概算払（第1回目）として、同月13日に、同自治会に対し、164万917円を支出した（交付要綱第20条）。
- (ウ) 大字氷室財産区は、氷室自治会からの令和6年12月3日付け補助金交付請求に基づき、概算払（第2回目）として、同月13日に、同自治会に対し、155万5,828円を支出した（交付要綱第20条）。
- (エ) 大字氷室財産区は、氷室自治会からの令和7年1月24日付け補助金交付請求に基づき、概算払（第3回目）として、同年2月6日に、同自治会に対し、88万7,547円を支出した（交付要綱第20条）。
- (オ) 大字氷室財産区は、氷室自治会からの令和7年3月31日付け補助事業実績報告に基づき、同日付けで補助金の額を490万1,404円に確定した（交付要綱第16条及び第17条）。
- (カ) 大字氷室財産区は、令和7年5月22日に、氷室自治会に対し、81万7,112円を支出した（交付要綱第19条）。

オ 大字真上財産区による真上コミュニティ協議会への補助金の交付

- (ア) 大字真上財産区は、真上コミュニティ協議会に対し、令和6年4月1日付けで、補助決定額を92万円とする補助金交付決定を行った（交付要綱第8条）。
- (イ) 大字真上財産区は、真上コミュニティ協議会からの令和6年10月23日付け補助金交付請求に基づき、概算払（第1回目）として、同月31日に、同自治会に対し、21万6,423円を支出した（交付要綱第20条）。

(ウ) 大字真上財産区は、真上コミュニティ協議会からの令和7年3月31日付け補助事業実績報告に基づき、同日付けで補助金の額を38万6,933円に確定した（交付要綱第16条及び第17条）。

(エ) 大字真上財産区は、令和7年5月22日に、真上コミュニティ協議会に対し、17万510円を支出した（交付要綱第19条）。

カ 氷室自治会及び真上コミュニティ協議会について

氷室自治会は、大字氷室財産区内の住民で組織された自治会であり、氷室公民館を拠点として活動している。同自治会は、ため池などの財産区財産の維持管理などを行っている。

真上コミュニティ協議会は、大字真上財産区内の住民で組織された自治会であり、真上北クラブ及び真上西クラブという建物を拠点として活動している。同協議会は、集会所用地などの財産区財産の維持管理などを行っている。

両団体は、財産区財産の維持管理などを行う活動に対し、交付要綱に基づき、財産区管理会の同意の下、財産区財産の管理上必要なものとして、氷室自治会は大字氷室財産区から、真上コミュニティ協議会は大字真上財産区から、財産区財産の維持管理及び運営等に要する費用の補助を受けている。

キ 氷室自治会から清掃業務等を請け負っている団体について

総務課が確認した団体の概要は、次のとおりである。

(ア) 氷室女性会について

氷室女性会は、地域内の女性によって組織されている団体で、主に地域の文化祭などの活動を行っている。令和6年4月1日付けで氷室公民館の管理（清掃）に関する協定を締結し、氷室自治会から、氷室公民館の清掃業務を請け負っている。

(イ) 氷室延寿会について

氷室延寿会は、地域内の高齢者によって組織されている団体で、老人クラブとして活動している。令和6年4月1日付けでゲートボール場付近広場の清掃等に関する契約及び遊歩道の清掃等に関する契約を締結し、氷室自治会から、大字氷室財産区の所有地であるゲートボール場の清掃業務や、地区の遊歩道の清掃業務を請け負っている。

(ウ) 氷室CMシステムについて

氷室CMシステムは、地域内の消防団班員及び退団者の有志をもって組織されている団体で、現役の消防団班員と退団者との交流を含め、災害時を想定した情報交換などを行っている。令和6年4月1日付けで弁天池北側広場他草刈り作業に関する契約を締結し、氷室自治会から、大字氷室財産区の所有地であるため池（弁天池北側広場ほか）の草刈り等の業務を請け負っている。

(エ) 氷室自治会から団体への支払について

- a 氷室自治会は、令和6年8月8日に、氷室延寿会に対し、ゲートボール場付近広場の清掃委託費として、16万円を支払った。

令和6年8月3日（土）実施 参加人数16人

- b 氷室自治会は、次のとおり履行状況を確認の上、令和6年9月19日に、氷室CMシステムに対し、弁天池北側広場ほかで実施した草刈り及び清掃委託費（第2期分）として、54万5千円を支払った。

(a) 令和6年7月14日（日）実施 参加人数14人

(b) 令和6年8月11日（日）実施 参加人数11人

(c) 令和6年9月8日（日）実施 参加人数14人

- c 氷室自治会は、次のとおり履行状況を確認の上、令和6年9月24日に、氷室延寿会に対し、遊歩道（氷室プロムナード）清掃委託費（第2四半期分）として、18万円を支払った。なお、9月分の清掃が実施できなかったことにより、支払額が27万円（契約書で定めた四半期分の額）から18万円に減額となった。

(a) 令和6年7月9日（火）実施 参加人数21人

(b) 令和6年8月6日（火）実施 参加人数18人

- d 氷室自治会は、次のとおり履行状況を確認の上、令和6年9月30日に、氷室女性会に対し、公民館管理費（令和6年4月～9月分）として、24万円を支払った。

(a) 令和6年4月14日（日）実施 参加人数5人

(b) 令和6年4月28日（日）実施 参加人数6人

(c) 令和6年5月11日（土）実施 参加人数5人

(d) 令和6年5月26日（日）実施 参加人数4人

- (e) 令和 6 年 6 月 9 日（日）実施 参加人数 5 人
- (f) 令和 6 年 6 月 23 日（日）実施 参加人数 5 人
- (g) 令和 6 年 7 月 7 日（日）実施 参加人数 6 人
- (h) 令和 6 年 7 月 21 日（日）実施 参加人数 6 人
- (i) 令和 6 年 8 月 4 日（日）実施 参加人数 15 人
- (j) 令和 6 年 8 月 18 日（日）実施 参加人数 4 人
- (k) 令和 6 年 9 月 1 日（日）実施 参加人数 5 人
- (l) 令和 6 年 9 月 16 日（月・祝）実施 参加人数 4 人

e 総務課は、補助金の実績報告書類において、財産区管理会とともに、業務が適正に履行されていることを確認した。

ク 本件各建物について

総務課によると、真上西クラブは、真上コミュニティ協議会などの自治会活動や、地区福祉委員会の活動場所としているなど、地域活動の拠点施設として利用されている建物である。氷室公民館や真上北クラブについても、自治会活動など、地域活動の拠点である集会所として利用されている建物である。

次に、総務課から提出を受けた資料から確認できる事項は、以下のとおりである。

(ア) 氷室公民館について

- a 建物の出入口の上部に「高槻市氷室公民館」の表示があり、館内には、会議室や和室のほか、事務室がある。
- b 氷室公民館の使用に関する規約には、使用申込み、使用時間等、氷室公民館の使用に関し、管理運営の基本となる事項が定められている。
- c 氷室自治会内規の第 6 条には、氷室自治会が行う事務・事業として、(1)氷室公民館の管理運営に関すること、(7)氷室財産区管理会、氷室実行組合、氷室水利組合との連絡調整及び相互協力に関すること等が規定されている。
- d 原則、毎月第 3 土曜日に氷室自治会の定例幹事会が開催されている。
- e 利用状況表によると、氷室自治会のほか、氷室延寿会、氷室女性会、氷室実行組合等が氷室公民館を使用している。

- f 領収証等を確認すると、公共料金（電気代、ガス代及び水道代）の使用者の名義は氷室公民館、照明器具の付け替え等については、名宛人は氷室自治会となっている。

(イ) 真上北クラブ及び真上西クラブについて

- a 玄関先に、それぞれ、「真上北クラブ」、「西真上クラブ」の表示があり、館内には、会議室等の部屋がある。
- b 管理運営については集会所管理運営規約、使用については集会所使用規定が定められている。
- c 集会所管理運営規約では、当該建物が集会所であり、真上コミュニティ協議会会員の教養と生活向上発展を図り、会員相互の親睦と福祉に使用することを目的としていること、同協議会に管理運営委員会を設置し、集会所の管理運営を行うこと等が定められている。
- d 集会所使用規定では、集会所（クラブ）の使用要領についての事項等が定められている。
- e 令和7年度北クラブ使用予定表によると、8団体（自治会及び老人会）が真上北クラブを使用している。
- f 真上西クラブについても、使用願いにより、真上地区福祉委員会が開催されていることが確認できるほか、地域内の複数の団体が使用している。
- g 金融機関が発行した振替照合表を確認すると、公共料金（電気代、ガス代及び水道代）の支払を行ったのは真上コミュニティ協議会となっており、領収証を確認すると、電気メーター修繕等について、名宛人は真上コミュニティ協議会となっている。

このように、集会所の運営や、清掃、修繕などの維持管理については、氷室公民館については氷室自治会が、真上北クラブ及び真上西クラブについては真上コミュニティ協議会が行っている。

本件各建物については、氷室自治会及び真上コミュニティ協議会が法人格を取得していないことや、集会所が取引の対象となる建物ではないことから、建物の登記を行っていないものである。

不動産登記については、権利関係を明確にし、これを一般公開することにより、取引の安全と円滑を図ることを主な目的としているもので、建物の登

記がなされていないことをもって、所有者が不明となるわけではない。

よって、総務課としては、本件各建物の所有者について、集会所を維持管理している団体である、氷室公民館は氷室自治会、真上北クラブ及び真上西クラブは真上コミュニティ協議会であるとの認識であり、それを否定する事実が認められないことから、監査委員も、総務課の認識どおりであると判断する。

なお、本件各建物は、財産区が所有する財産ではなく、自治法上の「公の施設」でもない。

ケ 個人所有の２階建ての建物について

個人所有の２階建ての建物は、大字真上財産区の所有地である高槻市西真上一丁目５番７の土地に所在するものではなく、当該地の西側の隣地（高槻市西真上一丁目５番１７）に所在する建物である。

高槻市西真上一丁目５番７の土地に所在する建物（家屋番号５番７）の全部事項証明書の記載によれば、当該土地に個人所有の２階建ての建物が所在しているように見受けられるが、この原因は、高槻市西真上一丁目５番７が同５番１７に分筆された際、建物の所有者により、建物の状況を登記簿に反映させる手続がなされていないことによる。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、関係職員の陳述及び事情聴取並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

ア 財産区による自治会等への支出及び財産区財産又は公の施設ではない建物の維持管理に関する支出が違法であるか否かについて

財産区は、特定の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行うため、市町村及び特別区のうち一定範囲の区域において設立される特別地方公共団体であって、特定の財産又は公の施設、区域及びその区域の住民を構成要素としており、独立の法人格を有するものの、その権能は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に限定されている（自治法第１条の３第３項、第２条第１項及び第７項、第２９４条第１項並びに第２９６条の５）。また、財産区の財産等の管理及び処分又は廃止については、地方公共団体の財産等の管理及び処分又は廃止に関する規定による（自治法第２９４条第１項）

のであるから、前記管理、処分等に関する権限は、当該財産区をその区域に含む市町村又は特別区の議会及び長がそれぞれ議決機関及び執行機関（財産区管理者）として行使することとされている。

したがって、財産区の財産の管理、処分等に関する権限は当該財産区の執行機関である財産区管理者に属しており、同管理者は、その管理、処分等に関して一定の裁量権を有するものと解するのが相当であるが、一方において、財産区の権能に制限があることに照らし、同管理者の管理、処分等の方法に裁量権の逸脱、濫用があったと認められる場合には、その管理、処分等の権限行使は違法性を有することになるというべきである。

この点に関しては、当該財産区の地元における公共事業であっても、財産区の権能がその所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に限定されていることとの関係で、当該財産区に属する財産又は公の施設の管理等には含まれない事業のために、財産区管理者が補助金を支出することの適法性が問題となる。

そこで検討するに、財産区の制度が、市制町村制の施行に当たり、財産を有する村落共同体に市町村とは別個の法人格を与え、これによって当該財産区の住民が従前から当該財産について有していた利益を確保できるようにすることを意図して設けられたものであり、当該財産区財産が元来その地域における基本財産であったという沿革に鑑みると、補助金として地元における公共事業のために支出すること自体は、必ずしも否定されるものではない。

行政実例（昭和35年4月18日自丁行発第46号）においても、「財産区の財産又は営造物（現行法では公の施設）の管理上必要な限度をこえてする補助金の支出」について、適正とはいえない（違法）と示されているのであって、自治法の趣旨は、財産区管理者が地元の公共事業のために支出することを一律に全て禁止するものではないと解するのが相当である。

そうしたことから、交付要綱において、財産区の地域内の公共的事業を補助金の交付の対象としていることは、是認できる。

また、前記4(1)クのとおり、本件各建物は、財産区の財産でも公の施設でもないところ、交付要綱の定めは、公共的事業を対象とし、財産区の財産又は公の施設の管理において有益な費用以外の経費についても、財産区管理者

が必要と認めたものは補助対象経費に含めている。

そうすると、財産区管理者が氷室自治会及び真上コミュニティ協議会に対し、補助金を交付したことは、財産区管理者に与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものではなく、そのこと自体によって直ちに違法となるものではない。

そこで次に、監査対象事項とした財務会計行為が違法又は不当なものであったか、それぞれ具体的に検討する。

イ 大字氷室財産区による氷室自治会への補助金の交付（令和6年9月13日支出分及び同年12月13日支出分）

大字氷室財産区が氷室自治会に対して交付決定した補助事業は、自治会活動事業であり、建物の維持管理に関して補助金を交付する場合に、建物の所有権の有無は、補助金の交付要件となっておらず、補助金交付の適否は、当該建物の維持管理が公共的事業に該当するものであるかどうかにより判断される。

そこで検討するに、氷室公民館については、4(1)ク(ア)のとおり、出入口の上部に「高槻市氷室公民館」の表示があること、公共料金の使用者の名義が氷室公民館となっていることなどが確認でき、地域の住民が公共的な目的のために利用している実態があると認められる。

こうしたことからすると、氷室公民館が、自治会活動など、地域活動の拠点である集会所として利用されている建物であることは明らかである。

そうすると、当該建物の維持管理は、公共的事業に該当するといえる。

よって、大字氷室財産区が氷室公民館の維持管理につき、補助金を交付することは妥当である。

また、ゲートボール場付近広場の清掃委託費及び水道代、ため池の草刈り及び清掃委託費、遊歩道（氷室プロムナード）の清掃委託費等について、補助金の交付対象となっているが、交付要綱に照らすと、これらのような氷室公民館の維持管理に関する支出以外についても、補助金の交付対象となる。

そこで、これらを踏まえて、大字氷室財産区による氷室自治会への補助金の交付（令和6年9月13日支出分及び同年12月13日支出分）について、補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等により、補助金内訳書に記

載された内容を精査した結果、氷室自治会が行った支出は、金額に誤りはなく、事業内容についても、補助金交付対象として、いずれも適正なものであった。

さらに、請求人は、氷室自治会が、氷室女性会、氷室延寿会及び氷室CMシステムに支払った委託料相当分を補助金の交付対象としていることについて、氷室自治会の根拠不明な支出に基づく大字氷室財産区の補助金交付は違法又は不当であると主張しているので、この点について詳述する。

前記4(1)キのとおり、これらの団体は、それぞれ、氷室自治会と協定書や契約書を締結し、財産区財産の管理業務等を請け負っている団体である。

いずれの事業も、実施された内容をみると、交付要綱第4条第2項第1号の公共的事業に当たるものであり、総務課が、補助金の実績報告書類において、財産区委員会とともに、業務が適正に履行されたことを確認している。

よって、これらの事業に関する委託料相当分を補助金の交付対象とすることは、妥当である。

したがって、当該補助金交付は、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

ウ 大字真上財産区による真上コミュニティ協議会への補助金の交付（令和6年10月31日支出分）

大字真上財産区が真上コミュニティ協議会に対して交付決定した補助事業は、自治会活動事業であり、建物の維持管理に関して補助金を交付する場合に、建物の所有権の有無は、補助金の交付要件となっておらず、補助金交付の適否は、当該建物の維持管理が公共的事業に該当するものであるかどうかにより判断される。

そこで検討するに、真上北クラブ及び真上西クラブについては、4(1)ク(イ)のとおり、その玄関先に、それぞれ真上北クラブ、西真上クラブの表示があること、公共料金の支払を真上コミュニティ協議会が行っていることなどが確認でき、地域の住民が公共的な目的のために利用している実態があると認められる。

こうしたことからすると、真上北クラブ及び真上西クラブが、自治会活動など、地域活動の拠点である集会所として利用されている建物であることは

明らかである。

そうすると、当該建物の維持管理は、公共的事業に該当するといえる。

よって、大字真上財産区が真上北クラブ及び真上西クラブの維持管理につき、補助金を交付することは妥当である。

そこで、これらを踏まえて、大字真上財産区による真上コミュニティ協議会への補助金の交付（令和6年10月31日支出分）について、補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等により、補助金内訳書に記載された内容を精査した結果、真上コミュニティ協議会が行った支出は、金額に誤りはなく、事業内容についても、補助金交付対象として、いずれも適正なものであった。

したがって、当該補助金交付は、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。